

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 25 年 2 月 22 日

審査機関名 一般社団法人 日本能率協会

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	大同化学工業における A 重油ボイラーから 都市ガスボイラーへの更新プロジェクト
排出削減事業者名	大同化学工業株式会社
排出削減共同実施 事業者名	大阪ガス株式会社
事業実施場所	大同化学工業株式会社 奈良生産技術事業所 奈良県大和郡山市額田部北町 1021
事業の概要	A 重油ボイラーを高効率な都市ガスボイラーに更新することによりエネルギー使用量を低減するとともに、燃料転換することにより二酸化炭素排出量を削減する。
排出削減量の計画	2011 年度： 60 tCO <sub>2</sub> /年 2012 年度： 405 tCO <sub>2</sub> /年 (事業実施期間合計 465 tCO <sub>2</sub> )
国内クレジット 認証期間	開始日 2012 年 2 月 6 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業の実施サイト視察、既存設備設置場所の確認、新設設備の設置場所の確認等を通じ、当排出削減事業の場所が日本国内であることを確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：奈良県大和郡山市額田部北町 1021 事業実施サイトの視察日付：2013年 2月 15日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO<sub>2</sub> 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認している。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用できることを質問、関係資料の閲覧、及び事業実施場所への訪問により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業者の投資回収年数については、入手した根拠資料等により検算した結果、40.5年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数の算出については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 既存設備はA重油を燃料としたボイラーであることから、排出ガスの環境面の向上、CO<sub>2</sub> の削減を考慮すると、燃料転換を実施し、高効率のボイラーへ更新することが最良と考え、都市ガスボイラーへの更新を事業者は検討していた。また、A重油から都市ガスへの変更は、重油タンクがなくなる等設備の合理化も図ることができる。設備更新を検討する際、ガス供給会社からのヒアリング、及び、経済産業局主催のセミナーにて国内クレジット制度を知った。 燃料転換、及び、ボイラーの高効率化が重要との判断と、国内クレジットへの参加によるクレジット売却益を見込み、国</p>

	内クレジットの適用による本プロジェクトの実施に至ったことを質問等により確認した。
自主行動計画に参加していない者により行われること	排出削減事業者は、自主行動計画に参加していないことを、事業者への質問等により確認した。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>●方法論 001 ボイラーの更新</p> <p>適用条件 1 については、高効率の都市ガスボイラーに更新されたことを根拠資料の閲覧により確認した。</p> <p>適用条件 2 については、根拠資料の閲覧、ヒアリングにより、既存ボイラーが継続して利用可能であったことを確認した。</p> <p>適用条件 3 については、事業実施後のボイラーで生産した蒸気は自家消費のみに使用していることを、現地視察により確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれヒアリングと根拠資料により確認した。ベースラインエネルギー使用量は、平成 24 年の都市ガス使用量実績により求められている。</p> <p>3) 方法論 001 において、ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを根拠資料の閲覧により確認した。</p> <p>4) 本事業で使用するボイラーの補機に係るリーケージ排出量については、本排出削減事業の排出削減量の 5% に満たないことを、現地視察、及び、関係者へのヒアリングにより確認した。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

#### 4. 特記事項

特になし

以上